

＜県民ギャラリー利用希望申込のご案内＞

利用期間： 2026年度前期（2026年3月30日～2026年9月28日）

利用できない期間（県美展関係のため）

第2～5室：2026年5月11日（午後）～2026年6月8日（午前）

第1～5室：2026年6月8日（午後）～2026年7月6日（午前）

※毎回たくさんのお申込みをいただいておりますが、希望どおりの日程や展示室が利用できない場合、お申込みをいただいても利用できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2025年 9月1日～20日 （グループ1～3） 9月1日～30日 （グループ4）	利用希望申込書の提出期間 グループ4のみ9月1日～9月30日まで（郵送の場合9月30日必着） ※グループ1～3は9月20日まで（郵送の場合9月20日必着） 申込書をもとに美術館で利用許可の優先順位を検討し、グループ分けをします。グループ分けの基準は、2ページの「3 利用許可の優先順位」に記載しています。
10月上旬	利用調整会議の開催通知が届きます ☆会議日程、出席日については、開催通知でご確認ください。 ☆グループ1～3の方へ：第1希望を入力した日程表を同封します。利用調整会議当日に希望の調整を行い日程を決定します。会議までに団体内部で再度開催可能な日程・展示室を検討し、会議で調整ができるよう準備しておいてください。
10月14日（火） 13時開始	利用調整会議 1日目 出席者：グループ1～3 ※利用調整会議出席票で事前に申請しご出席ください。 日程・展示室の調整を行います。 日程調整がつく際は会議を開催せず、書類一式を発送する場合があります。
10月15日（水） 13時開始 ※日時は予定です。 詳細は会議開催通知でお知らせします ※会議には、日程・展示室についての決定権をお持ちの方がご出席ください	利用調整会議 2日目 出席者：グループ4 ※利用調整会議出席票で事前に申請しご出席ください。 1日目の会議で調整済みの日程（グループ1～3）以外の日程・展示室をくじ順に選びます。 利用希望申込書の受付順にくじを引きます。くじの番行順に希望の日程・展示室を選んでいただき、全ての日程がうまった時点で会議が終了します。 ※会議開始時刻に間に合わなかった方は、希望日程・展示室を選ぶ順番が一番最後になりますので、グループ4の申込率が100%を超える場合は利用できる見込みがほとんどなくなります。会議開始時刻に遅れることのないようお気をつけください。 ～会議終了後（1日目、2日目とも）～ ※利用が内定した方に、今後ご提出いただく書類をお渡しします。
10月20日～ 11月20日	「展示施設等利用申込書」提出期間 （この正式な申込書の提出で利用が決定します。） ※11月20日を過ぎてご提出がなかった場合は、会議で内定した日程・展示室が取消となります。（郵送の場合も11月20日必着）
11月中旬	日程表が届きます
利用期間開始前の 2か月前まで	美術館エントランスの懸垂幕を利用する場合、美術館にご連絡ください ご利用いただける団体は1団体のみですので、希望が重なった場合にはどのように使うか調整が必要となります。
利用期間開始日の 約1か月前	利用許可書、会場責任者証、使用料お支払いのご案内が届きます （使用料は、利用期間開始日の2週間前まで現金を当館までお持ちいただくか、銀行でお支払いください。） 貸出備品などの書類を提出
利用期間	月曜日午後13～17時： 搬入 火曜～日曜日： 展覧会 月曜日午前9～12時： 搬出
利用期間終了日	終了報告書をご提出ください

県民ギャラリー日程表

2026年4月～2026年9月

○・・・祝日のため、地下駐車場有料。
※特別展会期中の月曜は開館のため、地下駐車場は有料。

月	4月				5月			6月				7月				8月				9月									
日	3/30 ～6	6～ 13	13～ 20	20～ 27	4/27 ～4	4～ 11	11～ 18	18～ 25	25～ 6/1	1～ 8	8～ 15	15～ 22	22～ 29	6/29 ～6	6～ 13	13～ 20	20～ 27	27～ 8/3	3～ 10	10～ 17	17～ 24	24～ 8/31	8/31 ～7	7～ 14	14～ 21	21～ 28			
週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26			
展示室 1											新 県 美 展																		
展示室 2																													
展示室 3																													
展示室 4																													
展示室 5																													

※ ①から③の数字は、事前に提出された調査票の添付資料により、区分した優先順位です。
① 国又は県が主催（企画・運営する協議会等を含む）する美術展覧会
② 報道機関が企画・主催する公共性の高い美術展覧会（一般公募展を除く）
③ 全国的規模又は全県で活動実績のある一般公募団体が主催する美術展覧会及び学校教育法にかかげる学校が主催する美術展覧会

展示室データ

柱寸法	1 m × 1 m
天井高	4.5 m
中吊りレール高	およそ 2 m

県民ギャラリー 展示室

